

北海道告示第11411号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型さけ・ます流し網漁業(日本200海里内太平洋海域)について、制限措置を次のとおり定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
小型さけ・ます流し網漁業	<p>日本200海里太平洋海域のうち、次の海域とする。</p> <p>(1)排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年法律第74号)第1条第2項による排他的経済水域(日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域を除く。)の外側の限界より陸側の北海道沖合太平洋海域(北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋崎突端とを結ぶ線以西海域を除く。)のうち、納沙布岬から次に掲げる各点を順次に結ぶ線と北緯38度00.2分の線、北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋崎突端とを結ぶ線により囲まれた北海道沖合太平洋海域とする。</p> <p>ア 納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点</p> <p>イ 北緯42度56.2分、東経145度59.8分の点</p> <p>ウ 北緯42度16.2分、東経146度21.8分の点</p> <p>エ 北緯41度18.2分、東経146度59.8分の点</p> <p>オ 北緯40度48.2分、東経147度17.8分の点</p> <p>カ 北緯40度15.2分、東経147度36.8分の点</p> <p>キ 北緯39度59.2分、東経146度47.8分の点</p> <p>ク 北緯39度39.2分、東経146度25.8分の点</p> <p>ケ 北緯38度50.2分、東経146度21.8分の点</p> <p>コ 北緯38度00.2分、東経146度01.8分の点</p>	4月10日から7月7日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:77隻)		ア 胆振、日高、十勝、釧路及び根室のいずれかの総合振興局又は振興局内に住所を有する者	<p>(5)船舶の総トン数に記載のトン数は、新トン数適用船であり、旧トン数適用船の場合は、次のとおり。</p> <p>階層区分Ⅰ 5トン未満</p> <p>階層区分Ⅱ 10トン未満</p> <p>階層区分Ⅲ —</p>
			階層区分Ⅰ 10隻	階層区分Ⅰ 7.5トン未満 (新トン数適用)	イ 太平洋小型さけ・ます漁業協会に所属する者	
			階層区分Ⅱ 30隻	階層区分Ⅱ 7.5トン以上 12トン未満 (新トン数適用)		
			階層区分Ⅲ 37隻	階層区分Ⅲ 12トン以上 14トン未満 (新トン数適用)		